

溶融スラグ有効利用ガイドラインの改訂概要（技術政策課）

○溶融スラグに関する最近の動向

平成16年4月

沼上清掃工場の灰溶融施設が稼働



平成17年7月

溶融スラグ入りアスファルト混合物の利用を義務付け（市単独工事、再生密粒度（13）A）



平成20年8月

溶融スラグ入りアスファルト混合物の利用を義務付ける範囲を拡大
（市単独工事→全工事、混合物種類：1種類→4種類）



平成21年12月

溶融スラグ有効利用ガイドラインの制定
（アスファルトに加え、埋戻し材、コンクリート二次製品を追加）



平成22年2月

西ヶ谷清掃工場が稼働（埋戻し材（2月）、コンクリート二次製品（4月）への活用開始）



平成22年8月

西ヶ谷清掃工場の溶融スラグの製造量が、予定数量より不足することが判明したため、
出荷を見合せ（埋戻し材、コンクリート二次製品への活用を中止）



平成23年2月

西ヶ谷清掃工場の溶融スラグのコンクリート二次製品への活用再開



平成23年5月

西ヶ谷清掃工場の溶融スラグの埋戻し材への活用再開



平成24年4月

沼上清掃工場の溶融スラグ入り混合砂の埋戻し材への活用開始



平成29年4月

沼上清掃工場の灰溶融炉停止に伴う対応
溶融スラグ JIS 改定（JIS A 5031、JIS A 5032）に伴う対応

○溶融スラグ有効利用ガイドラインの概要

- 1 対象工事：静岡市が管理する道路及び敷地内において、静岡市が発注する全工事
- 2 利用用途：西ヶ谷清掃工場の溶融スラグ → 埋戻し材（スラグ）、コンクリート二次製品及び再生加熱アスファルト混合物
- 3 再生加熱アスファルト混合物への利用：変更なし

密粒度（13）A、密粒度（20）A、粗粒度（20）A、安定処理路盤材

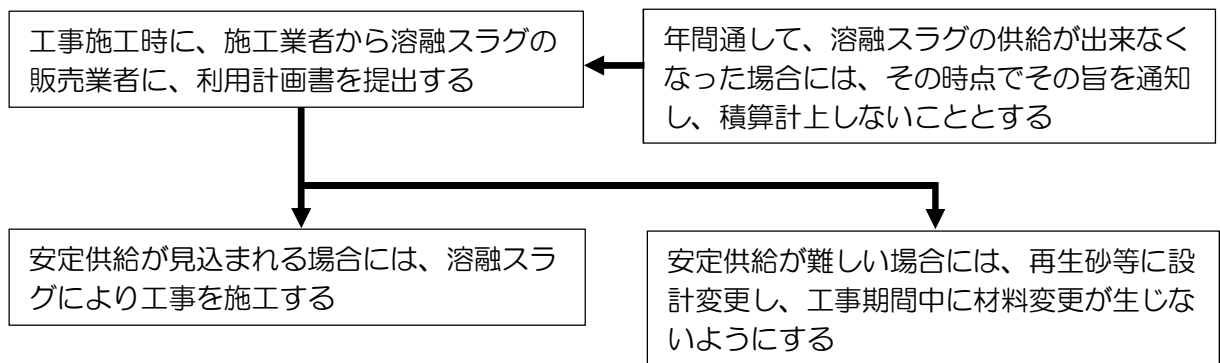
- ①仮舗装は原則として適用外、②骨材全体重量の 10%を配合、③溶融スラグ入り再生混合物と溶融スラグを含まない再生混合物は同単価

4 埋戻し材への利用

下水道管、水道管及び電線共同溝等の管巻き材（砂の代替材）

溶融スラグは、本市の政策において原則として使用することとし、環境局ごみ減量推進課で指定する地区（静岡市内の山間地を除く地域）で使用し砂と同様の扱いとする。

- ① 使用の手続きは下記のとおり



- ② 工事施工現場での現地渡し
※ 販売者組合による引渡し。販売者組合は、清掃工場から自社プラントまでの運搬、プラントでの保管及び工事施工現場までの運搬を行う。溶融スラグの販売単価は静岡市葵区、駿河区、清水区（清水）、清水区（由比・蒲原）の4地区とする。
- ③ 溶融スラグの建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱基準（廃棄物対策部通知）において、溶融スラグは原則再生資源として利用していくこととし、産業廃棄物とは扱わないこととしたため、埋設表示シートを設置しない。※再生可能な資材であり「処分」の対象にはならないため。

5 コンクリート二次製品への利用

歩車道境界ブロック、地先境界ブロック、L形側溝、U形側溝

- ①汎用性及び利用頻度が高く、設計基準強度が低い製品に適用、②全細骨材重量の 30%を配合、③今後、利用実績に応じて適用製品を拡大、④スラグ入り二次製品にはロゴマークを表示、⑤溶融スラグ入り二次製品と溶融スラグを含まない二次製品は同単価